

STOP！受動喫煙 「吸いたくない人に、吸わせない」

7月1日施行「湖南省受動喫煙の防止に関する条例」

～未来のために今できること。受動喫煙のない健康なまちを！～



健康政策課〔保健センター〕
☎72・4008 ☎72・1481

市の施設などの禁煙を推進し、市をはじめ市民や事業所の皆さんが守るべきことを条例に規定しました。特に未成年者などの望まない受動喫煙を防止し、誰もが健康に暮らせるまちの実現と健康寿命の延伸をめざします。

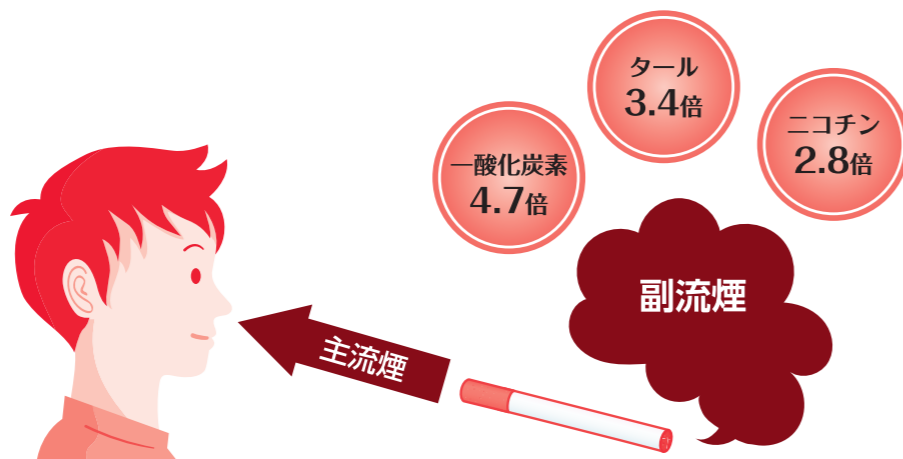
受動喫煙は、たばこを吸わない人の健康にも大きな悪影響を及ぼします。自分自身や大切な人を守るために、今一度受動喫煙について正しく理解しましょう。



受動喫煙って？

たばこの煙から出る煙のことを「副流煙」と言います。副流煙には喫煙者が吸う「主流煙」よりも高い濃度の有害物質が含まれているため、周りの人の健康にさまざまな悪影響を及ぼします。この副流煙を自分の意思とは関係なく吸い込んでしまうことを「受動喫煙」といいます。

副流煙には主流煙よりも有害物質が多く含まれています。*2



受動喫煙はこんなにも怖い！

受動喫煙により発症する疾患に要する医療費*1

約3,200億円

子どもや妊婦に悪影響を及ぼします*2

- ・乳幼児突然死症候群
- ・喘息の既往
- ・ぜん息の発症・重症化
- ・中耳の病気
- ・う蝕(むし歯)
- ・学童期の咳・痰・喘鳴・息切れ など



成人にも悪影響*2

国内の受動喫煙が原因と考えられる年間死亡者数*1

約15,000人

- ・肺がん
- ・虚血性心疾患 (心筋梗塞・狭心症など)
- ・脳卒中
- ・鼻腔・副鼻腔がん・乳がん
- ・慢性閉塞性肺疾患(COPD) など



*1 平成28年厚生労働省「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する報告」より
*2 出典:厚生労働省

おしえて！ Minami

—「湖南省受動喫煙の防止に関する条例」って？—

Q1 どんな施設が対象になるの？

A1

主な禁煙施設

敷地内の全てを禁煙

保育園・こども園・幼稚園、小・中学校、学童保育所、保健センター、市立診療所、じゅらくの里、社会福祉センター、老人福祉センター、石部文化総合センター、甲西文化ホール、図書館、市民グラウンド、野洲川運動公園、雨山文化運動公園、総合スポーツ施設、体育館、野洲川親水公園、駅前広場

主な分煙施設

屋外の決められた喫煙場所以外は禁煙

市役所(東庁舎、西庁舎)、まちづくりセンター(石部まちづくりセンター除く)、コミュニティセンター、地域総合センター、みらい公園湖南、湖國十二坊の森、火葬場、シルバーワークプラザ、リサイクルプラザ

Q2 私たちがしなければならないことはなんですか？

A2

他人に受動喫煙を生じさせないようにしなければなりません。保護者の皆さんは子どもの受動喫煙による健康への悪影響を防止するよう努めなければなりません。また、事業所の皆さんは受動喫煙防止のための環境整備に努めなければなりません。

未成年者の受動喫煙防止

次の場所などにおいて、未成年者に受動喫煙を生じさせないように周囲の状況に配慮をお願いします。受動喫煙による健康影響が大きい20歳未満の人は、たとえ喫煙を目的としない場合でも、喫煙ができる場所への立ち入りはできません。

- ① 保育園や小・中学校などの敷地に隣接する道路
- ② 通学時間帯における市内の道路
- ③ 地域ふれあい公園

Q3 市はどんなことに取り組むの？

A3

- ・皆さんの自主的な受動喫煙防止の取組を促進するため、情報提供、普及啓発などの支援を行います。
- ・市の施設などには、禁煙施設・分煙施設を表す標識および喫煙場所の標識を掲示します。
- ・分煙施設に喫煙場所を設ける場合は、出入口など利用者の通行が多い場所や近隣の建物に隣接する場所を避けるなど、受動喫煙が生じないように十分に配慮して設置します。

受動喫煙のない健康な湖南省をめざし、みんなで協力しましょう



Q4 この条例でいう「たばこ」とは？

A4

紙巻きたばこ、葉巻たばこ、刻みたばこおよび加熱式たばこ(iQOS、glo、Ploom Techの3種類)を言います。噛みたばこおよび嗅ぎたばこは対象としません。